

# 家電量販店の皆様へ



その商品の製造委託の代金、  
全額支払っていますか？



公正取引委員会  
Japan Fair Trade Commission



令和8年1月1日から、「下請法」は「取適法」へ変わります

## 📣 担当者の方はよく確認しましょう！

家電量販店がプライベートブランド商品(PB商品)の製造等を委託したときに、発注後に減額を行う事例が後を絶ちません  
担当者の方は、次の2点に特に注意してください

### チェックポイント ① 適用対象

✓ PB商品の製造を委託する場合も取適法の対象です

次のようなPB商品の製造委託も取適法の対象になり得ることに注意しましょう

❗ 中小受託事業者からの企画提案を元にPB商品の製造を委託する場合

❗ 既製品に自社の名前のラベルを貼り付けてPB商品とする製造を委託する場合

✓ 家電などの修理やサポートサービスを中小受託事業者に委託する場合も取適法の対象です

### チェックポイント ② 減額

✓ 中小受託事業者に責任がないのに、中小受託事業者を支払う代金を発注後に減額する行為は、取適法違反です

❗ たとえ、中小受託事業者が減額に合意していても、違反

❗ 「リベート」、「協賛金」、「歩引き」など、どのような名目でも違反



委託事業者

発注した代金からリベートとして5%引いて支払ったよ

え？約束の金額と違いますよ…！



中小受託事業者

「取適法」への法改正の詳細は、公正取引委員会ホームページを御確認ください  
[https://www.jftc.go.jp/partnership\\_package/toritekihou.html](https://www.jftc.go.jp/partnership_package/toritekihou.html)



公正取引委員会  
Japan Fair Trade Commission

